

役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なら桜桃会の役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を別表4の年間総額を超えない範囲で支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を、なお役員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会あるいは評議員選任・解任委員会に出席したときは、評議員会、評議員解任・選任委員会の出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事、評議員、評議員解任・選任委員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により別表4を超えない範囲で報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により別表4の年間総額を超えない範囲で及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により別表4の範囲を超えない範囲で報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により

別表4の年間総額を超えない範囲で実費弁償費を支払うことができる。

- 5 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により別表4の年間総額を超えない範囲で1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係わる報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日に合わせて監事業務を行った場合であっても、本条事項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）意外の日において、法人及び施設の指導監査時の立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により表4の年間総額を超えない範囲で報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(支給日)

第7条 報酬はその都度支払うものとする。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。役員以外の者についてはこの限りでない。

- 2 役員以外の職員が勤務中である場合もこの規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

1 この規程は、平成29年12月1日より適用する。

別表1 (第3条、第5条)

会議名	報酬 半日	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000	実費
評議員会出席報酬等	5,000	実費
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000	実費

別表2 (第4条、第5条)

名 目	報酬 半日	実費弁償費
理事長業務報酬等	5,000	実費
理事及び評議員業務報酬等	5,000	実費
評議員選任・解任委員業務報酬等	5,000	実費
監事監査指導報酬等	5,000	実費

別表3 (第6条)

名 目	報酬 半日	旅 費
報酬及び旅費	5,000	実費

別表4

	会議等の名称	対象者	年間総額	備考
1	評議員会及び評議員の業務報酬	評議員、理事、監事	300,000	定款第8条の通り
2	理事会及び理事、監事の業務報酬	理事、監事	300,000	
3	評議員選任・解任委員会及び同委員の業務報酬	評議員選任・解任委員・役員	100,000	